

6 労働組合 無期転換申込権の発生・行使を初めて確認 ——連合調査

日本労働組合総連合会（連合、神津里季生会長）は6月28日、「有期契約労働者に関する調査2018」結果を発表した。それによると、全回答者（1,000人）のうち、2018年4月以降の無期転換申込権の発生状況について、「無期転換申込権の対象者となっている」者は17.5%で、そのうち、「無期転換を申し込んだ」割合は1/4超と、実際に無期転換申込権を行使する人が出始めている現状が明らかになった。一方で、「無期転換申込権があるか、ないか、分からない」者は半数に迫り、また、無期転換ルール「内容を知らなかった」割合計も2/3を超えるなど、「内容まで踏み込んだ周知がまだまだ不十分な実態」（荻野登・JILPT労働政策研究所副所長）も浮き彫りになっている。

無期転換申込権があるか、ないか、分からないが約半数

2013年に改正労働契約法が施行され、その第18条で、有期労働契約を反復更新して通算5年を超えた場合には、本人の申出に基づき、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）へ転換できるとするルールが敷かれたこと等を受け、連合は2013年、2017年と同様の調査を行ってきた。3回目となる今回は、2018年5月16日～17日にインターネットを通じて実施し、全国の民間企業で週20時間以上働く、20～59歳の有期契約労働者1,000人の有効回答を集計した。

結果を見ると、全回答者に対して、2018年4月以降の無期転換申込権の発生状況を尋ねると、「無期転換申込

権の対象者となっている」割合は17.5%で、「無期転換申込権はまだ発生していない」が36.2%、「無期転換申込権があるか、ないか、わからない」が46.3%となった。その上で、「無期転換申込権の対象者となっている」回答者（175人）を対象に、無期転換の申し込み状況を尋ねると、「無期転換を申し込んだ」割合は26.9%で、「申し込んでいない」が73.1%となった。

2018年4月1日以降、無期転換申込権が本格的に発生してくるなかで、実際に権利を有し、それを行使し始めている現状が確認された一方、自身が無期転換申込権の対象者となっているかどうか、わからないとの回答が約半数を占め、同時に課題も浮き彫りにする形となった。

特にパート・アルバイトで低い認知度

関連して、改正労働契約法の認知度については、全回答者のうち、第18条の「ルールの内容まで知っていた」割合は31.7%で、「ルールができたことは知っているが、内容までは知らなかった」が37.0%、「ルールができたことを知らなかった」が31.3%となった。雇用形態別に見ると、契約社員では「ルールの内容まで知っていた」割合が、前回調査（昨年）の19.6%から今回は44.0%と大幅に上昇した。改正労働契約法の認知ルートを尋ねた結果で、契約社員は「勤務先からの説明」で知ったとする割合が、前回（29.4%）から今回（43.3%）にかけて大きく伸びており、勤務先からの説明が進んでいる様子が窺える。

一方で、ルールの「内容を知らなかった」割合計（68.3%）は、2017年調査（84.1%）より低下したものの、雇用形態別では特にパート・アルバイトで認知度が低く、3/4以上（77.9%）にのぼっている。

更新有無の通知義務を「知らなかった」割合は1/3超

このほか、労働基準法第15条（労働条件の明示）について尋ねると、会社が雇入れの際に、「労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を書面にして通知しなければいけないこと」を「知っていた」割合は約7割（69.6%）で、3割超（30.4%）が「知らなかった」と回答した。同様に、「契約更新の有無（自動更新なのか、更新する場合があるのか、更新はないのか等）を通知しなければいけないこと」について「知っていた」との回答は2/3を下回り（65.2%）、「知らなかった」割合が1/3を超えた（34.8%）。

また、現在の職場に対する不満について尋ねると（複数回答）、「給料が安い」が46.1%で最も多く、次いで「給料が上がらない」（42.7%）や「働きぶりが評価されない」（19.8%）、「職場の人間関係が悪い」（18.5%）、「正社員がちゃんと働いていない」（18.1%）、「正社員になれない」（16.6%）等が挙げられた。

こうしたなか、今後の働き方に対する希望を尋ねると、「このままで良い」が4割を超えた（計45.2%）ものの、「正社員になりたい」も約3割（29.9%）となった（「どちらとも言えない」24.9%）。（調査部）